

仙台市遊び場展開事業(自然施設)業務委託 仕様書

1. 目的

本市では、せんだいこども若者プラン 2025 の基本施策に「遊びの環境の充実」を位置づけている。令和 7 年 3 月に策定した「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」(※1)(以下、「取組方針」という。)では、「都市個性をいかした、こどもの育ちと子育てを支える遊びの環境の充実」をこどもの遊びの環境の充実に向けた基本理念とした。また、この基本理念を実現するため「プレーパーク活動の推進」、「自然を活用した遊びの充実」、「既存の施設での遊びの充実」、「こどもが楽しめる公園づくり」等を主な取組として位置付けた。

本事業は、市内における屋外の既存資源にこどもの自由な遊び場(プレーパーク※2)を一時的に設置するものであり、以下の点を事業の目的とする。

- ・ こども達が工夫して遊びを作り出す等、自発的に遊ぶ機会を提供すること
- ・ 既存資源の遊び場としての活用や自然の魅力発見に繋げること
- ・ 自然を活用した遊びに関する情報や、プレーパークに関する情報の発信を通じてこどもや子育て家庭が豊かな自然に触れあえる遊びの体験の機会の創出を促進していくこと
- ・ 本市の豊かな自然を活用した遊び等により、普段できないようなこどもの体験機会を創出すること
- ・ プレーパーク活動の啓発、市内への普及・展開を図り、取組方針の基本理念であるこどもの遊びの環境の充実を実現させること

なお、仮設する遊び場の利用対象年齢は、概ね乳幼児から小学生までとする。

※1 仙台市ホームページ「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」を策定しました

<https://www.city.sendai.jp/kosodate-suishin/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shisaku/torikumihoshin.html>

※2 こどもの安全確保に配慮しながら遊びを導き出すプレーリーダー(※3)が配置され、こどもが工夫して遊びを作り出す等、自発的に自由な遊びを実現できる場をいう。

※3 市区町村、民間団体等が実施する養成講座を受講している者、または、プレーパーク実施時に、こどもの創造性・主体性を引き出すサポートや安全管理など、スタッフ及びこども達を統括する立場での活動実績が3年以上ある者をいう。

2. 業務内容

(1) 遊び場の企画運営等

こどもの自発的な遊びの機会を提供する仮設の遊び場を以下の内容で企画・運営すること。

(ア) 実施計画の作成

以下の内容を定めた計画を作成すること。

- ・ 実施会場/時期

- ・ 実施内容/配置図/会場利用計画
- ・ 会場設営～運営/撤収に係る人員体制、役割分担
- ・ 安全管理に係る実施体制(トラブル対応、保険加入等)
- ・ 荒天時の実施内容又は中止時の対応
- ・ 広報
- ・ その他、会場運営に必要な事項

(イ) 実施内容/実施会場/時期の設定

- ・ プレーリーダーを3名以上配置すること。会場や、想定参加者数に応じてプレーリーダーの人数を増やすこと。
- ・ 各会場の設備に応じ、創作遊びや自然遊びの提供など独自性のあるコンテンツや機能を提案すること。
- ・ 自然環境下での実施にあたり、野生動物(クマの出没等)による危険も含め、参加者の安全確保に十分配慮した対策を講じること。
- ・ 各会場の設備に応じ、親子で休憩や飲食ができるスペースを設置すること。
- ・ プレーパーク活動等の普及の観点から、下記①～③以外の会場にも展開可能な、汎用性のある遊びを一定程度取り入れること。
- ・ こどもの自由な遊びを実現させるための工夫をすること。
- ・ 実施内容の決定にあたっては、出来る限り速やかに(遅くとも実施1か月前までに)施設管理者等会場担当者と実施内容の協議を行い、使用にあたって必要な手続きを行うこと。
- ・ 火や工具を使用する場合は、それに伴う注意事項を参加者に伝えること。
- ・ 火を取り扱う際は、あらかじめ消防署への届け出を行うこと。また、近隣住民への説明を行い、十分な理解を得て実施すること。なお、やけど等の怪我にも対応できるような準備を行い、安全に十分注意して行うこと。
- ・ こどもを含む来場者へのアンケートを実施し、イベントの感想等を収集すること。紙媒体のほか、シール投票やアンケートフォームの二次元コードの掲出を行う等により、来場者が遊びながら回答しやすい環境を整えること。なお、紙、シール投票等の媒体は受注者が作成する。アンケートフォームは本市が作成し提供する。
- ・ 遊びの妨げにならない範囲で、回答の声かけを行うこと。
- ・ アンケートの設問項目や実施方法等については本市と協議すること。アンケートの回答結果は、集計の上、表やグラフを用いて分かりやすく分析すること。集計結果及び分析結果は電子データで本市に納品すること。
- ・ 会場については、イベント実施後に原状回復を行うこと。
- ・ 実施にあたっては、各会場に従事するスタッフを事前に募集し、打合せ等によりイベント実施にあたり必要な情報の共有を行うこと。

- ・ 暑さ・雨等への対策を十分に行うこと。
 - ・ 荒天、感染症、関係団体との調整状況等によっては受託者と本市が協議の上、延期・中止できるものとする。延期・中止とする場合は SNS、WEB サイト等を通じて広く周知すること。
 - ・ 雨天時においても事業の実施が可能となるよう、事前に実施方法を検討し、適切な運営上の工夫を講じること。
 - ・ 荒天等により、各会場での事業のうち全日程が中止となった場合は、受託者は本市と協議の上、代替イベントの設定等について協議するものとする。
 - ・ 代替イベントが、荒天等により中止となった場合は、再度の振替は行わないものとする。
 - ・ 実施会場、時期、会場ごとの個別の実施内容については、以下のとおりとする。
- ① 西公園(河川敷・地下鉄東西線高架下(プロムナード))(以下、「西公園」という)
- ・ 令和8年7月 18 日(土)、19日(日)に実施すること。
 - ・ 河川敷・プロムナードの各エリア及び両エリアの間に位置する樹木等を一体的に活用し、それぞれのエリアの特徴に合わせた企画とすること。
 - ・ 参加者の動線に配慮し、各エリアの連携を促進するような人員配置や遊びながら移動できる仕組み等の提案・実施をすること。
 - ・ 本会場が屋内遊び場の整備計画地周辺であることを踏まえて、当該施設における機能や実施事業の参考となるような取組・工夫を行うこと。
 - ・ 河川敷については、本市建設局百年の杜推進課が実施する親水イベント※4と合同開催を想定する。広報、実施日、内容等について十分調整し、河川敷の自然を活用した遊びを提供すること。
- ※4 令和7年の実施状況は下記 URL を参照
 広瀬川自然体験学習(募集案内)<https://www.kawara-ban.org/2025/07/18/%e3%80%90%e5%8f%82%e5%8a%a0%e8%80%85%e5%8b%9f%e9%9b%86%e3%80%91%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e5%ba%83%e7%80%ac%e5%b7%9d%e8%87%aa%e7%84%b6%e4%bd%93%e9%a8%93%e5%ad%a6%e7%bf%92/>
- ・ 親と子が一緒に自然遊びを楽しめるよう工夫し、自然の中でのこどもの遊ばせ方を親が楽しく学べるようにすること。
 - ・ せせらぎ水路の活用や水を使った遊具の設置等により、乳幼児など年齢の低いこどもが広瀬川本流に入れなくても安心して楽しめる水遊びコンテンツを提案・実施すること。
 - ・ プロムナードについては、エア遊具や可動式遊具、ブロック等のコンテンツを充実させ

るとともに、休憩スペースの設置等を行うこと。

- ・ 多目的広場にて行われている埋蔵文化財調査等による利用制限がある場合は、それを遵守し、参加者の安全確保を徹底すること。
- ② 泉岳自然ふれあい館(体育館・キャンプ場(市民キャンプ場エリアのみ))
 - ・ 令和8年8月1日(土)、2日(日)に実施すること。
 - ・ 体育館・キャンプ場の各エリアを一体的に活用し、それぞれのエリアの特徴に合わせた企画とすること。また、こどもの意向を重視しつつ、利用者が一つのエリアに集中・滞在し続けるのではなく、各エリアで遊びたいくなるような提案・実施をすること。
 - ・ 参加者の動線に配慮し、各エリア間での連携が図られるような人員配置等の提案・実施をすること。
 - ・ 体育館については、エア遊具や可動式遊具、ブロック等のコンテンツを充実させるとともに、思いきり体を動かして遊べるような一定のスペースを確保すること。
 - ・ キャンプ場については、親と子が一緒に自然遊びを楽しめるよう工夫し、自然の中でこのこどもの遊ばせ方を親が楽しく学べるようにすること。
 - ・ キャンプ場の地形や泉ヶ岳の自然(山・川)を活用したコンテンツを提案・実施すること。
- ③ その他(事業者提案枠)
 - ・ ①～②以外で、1.目的に記載の内容を達成するために適切な会場、日程、実施内容について、少なくとも1つ以上提案・実施すること。また、うち1つは太白区内を会場とすること。

(2) プレーパーク活動等の普及

プレーパーク活動等の市内への普及・展開を図るため、上記①～③に示す各会場において、プレーパーク活動の内容、はじめ方などを紹介し、参加者に対する個別の声掛けを行うこと。

(3) 広報

以下の手法で事業の広報を行うこと。

(ア) 事前周知用チラシ

- ・ 会場、時期、想定来場者の属性に合わせ、効果的・効率的な作成について提案・実施すること。
- ・ 「仙台市遊び場展開事業(屋内施設)業務委託」の受託事業者と十分に連携し、双方にとって効果的な広報について提案・実施すること。
- ・ 作成部数・配架場所については各会場の想定来場者を考慮の上、提案すること。
- ・ 送料は受託者が負担すること。
- ・ 残部は本市が指定する場所へ納品すること。

(イ) WEB サイト・SNS

- ・ 現代の子育て家庭との親和性の高い SNS や WEB サイトを用いた広報など、効果的な広報施策について、提案・実施すること。

(4) 報告書の作成

実施報告書を作成すること。作成にあたっては、以下の内容を含むこと。

- ・ 利用者アンケートの結果と分析
- ・ 自然環境や施設環境など、本事業と類似条件の他会場でもできる条件毎の遊びの提案
- ・ 広報状況が確認できる報告書
- ・ 各関係団体等との連携状況が確認できる報告書
- ・ 本業務委託を通じて得た知見を踏まえ、プレーパーク活動等の普及手法についての提案

3. 成果物

この業務に係る成果物は以下の通りとする。令和9年3月 15 日までに提出すること

(1) 実施報告書(紙媒体2部及び電子データ)

(2) 実施状況記録写真 (電子データ)

- ・実施時の写真を1会場につき30枚程度提出すること
- ・本事業の報告書や本市の子育て施策の広報等にて使用する旨、参加者に説明の上、プライバシーに配慮して撮影すること。
- ・提出する写真は、本市が今後の子育て施策の広報等にあたり自由使用できるよう、参加者個人が特定できないもの等とする。

(3) 事前周知用チラシ(紙媒体2部及び電子データ)

4. 委託期間

契約日から令和9年3月 15 日までとする。

5. 委託料の支払い

- (1) 原則として、受託者から提出される成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき業務委託料を支払うものとする。
- (2) 荒天や関係団体との調整状況等によって、一部または全部が中止となった場合には、委託料の支払いについて受託者と本市で協議するものとする。

6. 成果物の帰属及び著作権

成果物及び成果物作成のための関係資料(以下、「成果物等」という)に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権(著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう)を成果物の引き渡し時に本市へ無償で譲渡する。
- (2) 本市は、当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変及び公表することができる。
- (3) 受託者は、本市が承諾した場合には、成果物等を使用若しくは複製し、又は当該成果物等の内容を公表することができる。
- (4) 成果物等の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 成果品に文献資料を引用する場合は、著作権侵害等の問題を起こさないように、しかるべき処理をした上で、その文献、資料等の名称を明記する。

7. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務委託を実施するにあたり、本業務の実施に係る受託体制を明確にすることとし、それを記載した書類を本市に提出すること。
- (2) 委託業務の履行に当たり、再委託が必要な場合は、必ず本市の承諾を得ること。ただし、個人情報を取扱う業務に関しての再委託は、特別な事情があると発注者が認めた場合を除き禁止する。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって、随時、本市と連絡調整を行うこと。また、事業の進捗を定期的に本市に報告すること。
- (4) 受託者は、業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な処理をとるとともに、遅滞なく本市に連絡すること。また、苦情・事故等の原因・発生状況及び対応結果について、本市に報告を行うこと。
- (5) 台風等の災害発生時には、事業開催について、中止とする情報の周知などの対応を行うこと。
- (6) 受託者は、本事業の実施に当たっては、都市公園法、仙台市都市公園条例、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守すること。
- (7) 受託者は、業務の実施に際し、参加者や会場への損害に対応できる賠償責任保険に加入すること。
- (8) この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況等により変更等が必要な事項は、別途委託者と受託者が協議して決定する。